

令和 8 年 8 月 5 日

令和 8 年度地下占用物等連絡会議における点検等の結果の報告について

1. 根拠条文

道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第 4 条の 5 の 5 第 3 号

2. 報告の対象となる占用物件

次の各号に掲げる物件に係るもののうち、当該各号に掲げる所管省庁が所掌する道路
占用者が占用するもの

- (1) 下水道管 国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課
- (2) 水道管 国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

3. 報告資料

次の各号に掲げる資料により令和 7 年度の 2. 各号に掲げる占用物件の点検等の結果を報告

- (1) 総括表
- (2) 点検箇所が分かる資料
- (3) 位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料
- (4) 別記様式 1 及び 2
- (5) 道路管理者への点検結果に関する情報共有リスト

4. 報告の方法

次の各号に掲げる資料について、当該各号に掲げる方法により報告

- (1) 3. (1) に掲げる資料 地下占用物等連絡会議において報告
- (2) 3. (2) から (5) までに掲げる資料 道路占用者が占用許可を受けている道路管理者（都道府県又は市町村が管理する道路等の道路管理者を含む。以下同じ。）あてに提出

5. 報告の時期

次の各号に掲げる資料について、当該各号に掲げる時期に報告

- (1) 3. (1) に掲げる資料 提出済み
- (2) 3. (2) から (5) までに掲げる資料 道路管理者と道路占用者の間において提出時期を調整し適宜提出

6. 備考

別記様式 3 については、別記様式 2 による報告後、修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが生じた場合に事前に報告する際に用いること。